

**総合エネルギー調査会**  
**省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会**  
**バイオマス持続可能性ワーキンググループ（第5回）**  
**議事要旨**

**○日時**

令和元年10月9日（水） 16時00分～18時15分

**○場所**

経済産業省 別館9階 944 各省庁共用会議室

**○出席委員**

高村ゆかり座長、相川高信委員、芋生憲司委員、河野康子委員、道田悦代委員

**○オブザーバー**

川中正光 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課 再生可能エネルギー室長  
岸雅明 環境省地球環境局地球温暖化対策課長補佐

**○事務局**

山崎省エネルギー・新エネルギー部政策課長、梶新エネルギー課長補佐、保田新エネルギー課長補佐、神沢新エネルギー課長補佐

**○議題**

- (1) バイオマス発電燃料の持続可能性に関する確認内容・確認手段について
- (2) 中間整理（案）について

**○議事要旨**

- (1) バイオマス燃料の持続可能性に関する確認項目及び確認手段について

**1. 残された論点**

(GHGの排出削減について)

**委員**

- FIT制度の下で賦課金により導入拡大を支援する以上は、GHGの排出評価をFIT制度の認定基準に含めるべきである。現時点では排出量の確定が難しいことは理解するが、今後の努力課題であると認識している。
- 事務局案では、第三者認証において、栽培工程・加工工程に係るGHG排出削減計画の策定を求めているが、ライフサイクルGHGの正確な算定は難しいことを踏まえる

と、最低限計算に含めるべき項目を整理することは今後の課題ではないか。

#### 事務局

- ライフサイクル GHG の排出の評価について、個別の分散が大きい中でどう評価するかという点が今後の課題と認識している。

#### (サプライチェーン上の各主体の法令遵守の確認について)

#### 委員

- サプライチェーン上の各主体が法令違反を行った場合、事務局案では発電事業者が経済産業省に報告することとなっているが、第三者が報告を行うことも考えられる。その場合については、どのような報告経路や対応を想定しているのか。
- 法令違反に関する報告を経済産業省が受け取った時点で認定が取り消されるわけではないという理解でよいか。その際、法令違反を行った主体が関与しているサプライチェーンから調達するバイオマス燃料を用いて発電された電気の買取りはどのように取り扱われるのか。

#### 事務局

- 第三者から経済産業省への情報提供については、バイオマス発電以外の電源も含めた一般的な現在の取扱いと同様、電話やインターネット等を通じたものが想定される。
- 経済産業省が法令違反に関する報告を受け取った時点で、発電事業者の FIT 認定が取り消されるわけではない。まずは経済産業省が発電事業者に対して改善命令を出し、法令遵守を促す。それでも改善が見られないのであれば、FIT 認定を取り消すことも起こり得る。法令違反を行った主体が関与しているサプライチェーンから調達するバイオマス燃料を用いて発電された電気の買取りの取扱いについては、FIT 制度全体の運用の中で整理する必要があると考えている。

#### (日本国内（特に発電事業者）における分別管理の確認について)

#### 委員

- 発電所で使用した認証燃料固有の識別番号を公開するという事務局案の方策は、透明性を少しでも高める観点から重要であり、事務局案に異論はない。
- 発電事業者に対して、認証燃料調達時の書類等の保管を求める規定を設ける予定はあるのか。また、第三者認証の認証主体に対して情報提供を求めることは可能であるか。

#### 事務局

- 認証燃料調達時の書類等の保管について、FIT 法の下で事業者に求められる行動として、必要な規定については事業計画策定ガイドライン等に記載する方向で検

討したい。また、必要に応じて、第三者認証の認証主体に協力を仰ぐことはあり得る。

### (認証審査の第三者性の担保について)

#### 委員

- 認証審査の第三者性の担保の方向性について、事務局案に異論はない。

## 2. FIT 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証について

#### 委員

- FIT 制度が求める持続可能性を確認できる第三者認証の検討に当たっては、① RSP02013 をベースに担保すべき事項・評価基準を策定するという作業と、②それに照らし合わせて各第三者認証の評価を行うという作業を行ったものと認識している。
- 情報公開を求める事項について、その大原則の部分は中間整理等に記載するべきではないか。
- 検討のベースである RSP02013 では、大気汚染や水質汚染に寄与する物質についてもその排出を最小となるように求めている。この内容も評価対象とすべきではないか。
- GHG 排出量を最小限にするための計画を策定・実施するという評価基準で、国際的基準は満たしていると思われる。一方で、RSP02013 の中では「削減計画の実施進捗状況を報告する」等、環境についてはより具体的な記載があることを考慮すると、我が国でも環境についてはより詳細に記載すべきではないか。
- 土地利用変化への配慮について、RSP02013 や RSB 等では、特定時点以降の新規開発の禁止が含まれているが、MSP0 には具体的な時点が明記されていない。この状況において、MSP0 の天然林の保全の項目を RSP02013 と同等と評価することは適切か。
- GHG 排出削減計画について、RSP02013/2018 では、ライフサイクル GHG 排出量を最小限にするような削減計画が求められており、RSB、GGL ではライフサイクル GHG 排出量が基準値以下となるような規定を設けている。MSP0、ISPO においてはライフサイクル GHG 削減計画の策定・実施は求めているが、目標とする基準については記載されていない。こうした規定内容を踏まえた検討が必要ではないか。
- パーム油以外の、使用ニーズのあるバイオマス燃料については、RSB のみが適用できる認証スキームであるという理解で問題ないか。
- 現段階で全ての評価基準を満たすことが確認できなかった第三者認証であっても、それらの組合せにより、総体として全ての評価基準を満たす場合は、FIT 制度が求める持続可能性基準を満たすものとして取り扱うことが可能か。

#### 事務局

- 情報公開について、情報が公開される場合は、情報公開主体（認証機関や発電事業者等）に応じて様々である。
- 地域環境への影響については、各国の中で環境に関する法令基準が設定されているため、地域環境に関する法令違反があれば、法令遵守違反が発生するものとの理解の下で、これまで議論がされていたと理解している。
- MSP0 には植林を禁止する基準年の記載はないものの、MSP0 が施行された 2013 年以降は新規開発してはならないと解釈することができるため、MSP0 もある時点からの新規開発を禁止しているとの考えに基づいて事務局案を作成している。
- パーム油以外のバイオマス燃料に適用できる第三者認証は、現時点では RSB 認証のみという整理となる。なお、新規燃料については、RSB 認証が必要条件となるが、その上で FIT 制度の下での買取りを行うかどうかは調達価格等算定委員会で別途御議論いただくこととなる。

## （２）中間整理（案）について

### 委員

- 我が国で厳格な持続可能性基準のルールを設定することが、燃料産油国にとっても大きな助けになると考えており、間口を緩めることなく、世界全体の基準を引き上げていくというプライドを持って進めてほしい。
- 今回の水準は最低限必要なものに過ぎず、社会情勢の変化に伴い、持続可能性のあり方も更新していく、という姿勢に賛同する。
- 情報提供・公開（p8）については、情報提供・公開の相手方として一般の方々も想定しているということを明確化するべきではないか。
- 副産物の取扱いについて、EFB ペレットはペレット工場において P&C 認証が適用され、環境に関する項目について確認していくという理解で間違いないか。
- 副産物の第三者認証については、認証の実績が無く、認証スキームの構築等のプロセスを要すると考えられるため、実効的な猶予期間を検討する必要がある。
- 例えば搾油工場における GHG 排出削減目標の策定の要否など、副産物を取り扱う事業者には何が求められるのかを、より明確にするべきである。
- 認証を運営する機関に対して、認証制度の更新情報や、紛争事案の発生時等、必要に応じ情報提供を求めてもよいのではないか。
- GHG について、本ワーキンググループにおいて特に重要な論点であったと認識している。その点を記載するとともに、GHG 排出量計算の方法等、今後の検討課題としたものについても、その旨を明記していただきたい。
- 食料競合について、持続可能性の観点から、食料と競合し得る燃料の利用は制限的・抑制的であるべきという意見が委員やオブザーバー（農林水産省）から表明されている。この点について、改めてしっかりと記載することが必要ではないか。

## 事務局

- EFB ペレットについては、加工工程から確認をするべきであると考えているため、ペレット工場から GHG 排出削減計画を策定・実施することを求める考えである。PKS については、発生地点である搾油工程において、GHG 排出削減計画の策定・実施を求める予定である。搾油工程の主な目的はパーム油であるものの、POME（廃液）の削減等、GHG 排出削減に寄与する取組を行う余地はあると考えられる。
- 現段階で全ての評価基準を満たすことが確認できなかった第三者認証の組合せの取扱いについては、現時点では総体として全ての基準をクリアできる組合せが存在しないことから、今後の課題とすることが一案である。

## 座長

- 中間整理（案）について、委員からの御意見を反映したものを本ワーキンググループとして取りまとめることとした。具体的な反映方法については、座長一任とすることです承が得られた。

（お問合せ先）

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話：03-3501-4031

FAX：03-3501-1365